

○ 鈴鹿工業高等専門学校キャンパス整備・マネジメント委員会規則

〔令和8年3月23日
規則第134号〕

鈴鹿工業高等専門学校キャンパス整備・マネジメント委員会規則

(目的)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校運営規則第4条第7項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校キャンパス整備・マネジメント委員会(以下「委員会」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) キャンパスの全体構想・整備及び有効活用に関すること
- (2) キャンパスの環境への影響、保全措置等に関すること
- (3) 施設・環境及び交通等を含めた施設マネジメント業務に係る点検・評価及び改善に関すること
- (4) その他キャンパス計画及び施設管理に関すること

(委員会組織等)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 主事及び専攻科長
- (4) 学科長及び教養教育科長
- (5) 事務部長
- (6) 課長
- (7) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(部会等)

第5条 委員会の下に、第2条第1項各号に掲げた特定の事項及び専門的事項を審議するため、部会等を設置することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。